

令和6年度多様な働き方導入推進巡回訪問事業業務委託 公募型企画提案

質問への御回答

質問1 仕様書3(1)

「行動を起こすに至っていない企業」とあるが、テレワークでの訪問先企業の基準はあるか。(例：コロナ禍にテレワークは実施したが現在テレワーク勤務者はいない企業、テレワークに関する規則はないが申し出があれば対応可能な企業→現時点での対象/対象外の基準があれば明示願いたい)

回答1

テレワークを導入することについて必要性を感じているが、これまで具体的な取組みを行っていない企業をはじめ、例示のとおりテレワークの環境整備は済んでいるがその推進について課題を抱えている場合も訪問対象とすることを想定しております。

質問2 仕様書3(1)

「行動を起こすに至っていない企業」とあるが、くるみん・えるぼしでの訪問企業の基準はあるか。(例：一般事業主行動計画を策定済みで、くるみん認定取得の要件を満たせず断念した企業→現時点での対象/対象外の基準があれば明示願いたい)

回答2

質問1への御回答と同様に、くるみん等の認定取得の必要性を感じているが、一般事業主行動計画の策定を含めこれまで具体的な取組みを行っていない企業をはじめ、例示のとおり一般事業主行動計画の策定は済んでいるがくるみん等の認定要件を満たせず断念した場合も訪問対象とすることを想定しております。

質問3 仕様書3(3)イ

「(ア)同業種の導入事例、(イ)同業種の導入事例」について、県が把握している事例の共有をしてもらえるのか。

回答3

御質問いただきました事例につきまして、共有して実施いたします。

質問4 仕様書3(3)イ

「(ア)ICTツールの紹介」について、巡回訪問時、訪問員からのICTツール紹介をきっかけにそのまま企業がツールの購入に至っても問題はないか。

回答4

御質問のケースも当該事業の実施に伴う行動変容の1つとして考えられますので特段問題ございませんが、その場合であっても県が主催する各種セミナーへの参加を促してください。

質問5 仕様書3(1)

「常時雇用する労働者数が300人以下の県内企業」について、県内企業とは、本社が県内にある企業以外にも、総務人事機能を持つ支社が静岡にある場合は本社が県外であっても県内企業として問題ないか。また、グループ子会社の本社は県内にあり、総務人事機能は県外の親会社にある場合も県内企業として問題ないか。

回答5

仕様書に記載しております「常時雇用する労働者数が300人以下の県内企業」とは、本社が県内にある企業のほか、本社が県外であっても事業所が県内にある企業も含まれます。

よって、御質問のケースはいずれも県内企業として扱います。

なお、「常時雇用する労働者数が300人以下」とは、事業所ごとではなく、企業全体の従業員数が300人以下であることを指します。

質問6 仕様書3(4)オ

「訪問日時の調整結果を随時、県に報告し、県担当者の同行の有無を確認した上で訪問すること」とあるが、昨年と同様にクラウドストレージ上で進捗を共有し、県担当者の同行の有無を随時入力してもらう方法で問題ないか。

回答6

御質問のとおり問題ございません。

質問7 仕様書3(4)キ

「事前に県と協議をした上でオンラインにより実施すること」について、基本的には支援員と企業担当者間での訪問日程調整の際に、企業がオンラインを希望した場合にはオンラインの方法で実施することは問題ないか。その場合は、事後報告でよいか。

回答7

訪問による支援を原則としておりますが、日程調整時に企業がオンラインを希望した場合、オンラインで実施することは可能です。その場合には県との事前協議が必要となります。

ただし、訪問予定の企業からやむを得ない事情等により急遽オンラインによる実施の希望があり、事前協議のいとまがない場合には、事後報告でも差し支えありません。

質問8 仕様書3(4)ク

「チラシを作成すること」とあるが、チラシの作成は必須か。各事業チラシの完成が早い場合、チラシの代わりにダイレクトメール等を郵送して巡回訪問事業案内とすることは許容範囲か。

回答8

チラシの作成につきましては、関連する各事業の進捗状況を踏まえ別途協議させていただきますが、御質問いただいたケースによる広報も想定しております。